

## 第三章 議會對策

第五十五議會は實に普選劈頭の議會であつて、我が無産政黨の代議士が始めて院内の一角に姿を現した意義深きものであつた。我黨は我黨の代議士をして、最も有意義なる第一歩を踏み出さしむべく、最善の努力を傾注することになつた。我黨は代議士本位の政黨にあらすして、あくまで大衆本位の政黨である以上、議會行動を代議士に一任することを排して、どこまでも大衆の意志に依つて代議士が行動し、代議士は常に大衆の監督下に立つやう考慮する所があつた。我黨は先づ議會對策委員會を設け、次いで議會對策全國大會を開催して、黨の對議會策を公然と決定し、更に各無産黨の共同戦線のために無産議會對策共同委員會の設立を提唱し、以て無産黨代議士の院内行動を監督し規定することにした。院内に於ける無産黨代議士の行動は、最も公明正大であつて、醜劣を極めた特別議會中に於いて、多大なる好印象を一般國民に與へた。就中、我黨代議士の行動は終始一貫鮮やかなる進展振りを示した。

### 一、臨時大會

議會對策臨時大會は四月十九日夜六時より東京市協調會館講堂に於いて開催した。出席中央委員二十二人出席代議員數二百二十六名であつた。鈴木文治氏議長となり活潑なる議事を進めた結果、左の諸事項を議決し元氣溢るゝ裡に閉會を宣した。

(一) 田中反動内閣不信任案を議會に提出すること

右説明者 西尾末廣 松岡駒吉 松永義雄 小池四郎

(二) 重要法律案を議會に提出すること

(1) 普選法改正

(イ) 選挙年齢の二十歳低下

(ロ) 比例代表制の採用

(ホ) 居住制限の撤廢

(ト) 投票期日の公休

(リ) ポスター、文書の制限

(2) 労働組合法の制定

(イ) 組合聯合體を法認すること、(ロ) 團體交渉權を確認すること、(ハ) 組合員制限を撤廢し

組合員を同一又は類似の職業及産業の労働に限らざること、(ニ) 法人組織規定を規定せざる

こと、(ホ) 労働組合は團體的行動によりて雇傭主に生ぜしめたる損害の責任を負はざること

(ヘ) 團結の自由を妨害する雇主の行爲を犯罪行爲として規定すること、(ト) 團結を破る裏切

者に對し民事上の責任を科すること、(チ) 軍人軍屬及頭腦労働者に對し筋肉労働者と同様の

團結權を認めること、(リ) 組合會議の決議の取消規約の變更、組合の解散其の他一切の處分

を必ず裁判所の判決に依らしむること。

(3) 健康保険法改正

(イ) 被保険者の範圍を工場法及鑛業法適用外の労働者小作人及俸給生活者に擴張すること、

(ロ) 國庫負擔金の増額、(ハ) 資本家の負擔金百分一を増額し公傷病を重視すること、(ニ) 健

康保険署及保険組合に直營の診療所を設置すること、(ホ) 日本醫師會と政府との團體的契約

の廢止、(ヘ) 醫藥分業の實行、(ト) 社會保險の完成、(チ) 保険組合の保險組合員の管理、

(リ) 給付の額を定額式とすること、(ヌ) 保険料拂戻しの請求權を認めること、(ル) 保険組合

員綜合的健康保険組合の設定を自由にすること。

(4) 小作法制定